

食料・農業・農村政策審議会
食料・農業・農村政策審議会企画部会 合同会議
議事概要

1. 日時：令和6年8月29日（木）10:00～12:00

2. 場所：農林水産省7階講堂

3. 出席委員：

赤松委員、浅井委員、稲垣委員、井上委員、大津委員、大橋会長、梶木委員、
小針委員、齋藤委員、高槻委員、竹下委員、田島委員、友實委員、内藤委員、
中嶋会長代理、西村委員、林委員、二村委員、堀切委員、水戸部委員、
宮島委員、山波委員、山野委員
（磯崎委員、吉高委員は欠席）

4. 議題：新たな食料・農業・農村基本計画の策定について

5. 主な発言内容：

【各委員からのコメント】

（赤松委員）

- ・ お茶の水女子大学に所属しており、生活科学部食物栄養学科で教育をしている。管理栄養士の養成施設となっており、私自身も資格を保有している。食料システムの中で消費者に近い研究や教育を行っているため、消費者と生産者を結ぶ手伝いができるかなと思っている。
- ・ 栄養学を学び、食品会社、病院などで管理栄養士として勤務して、その後、人の食行動に関心を持ち、修士課程で心理学の先生について行動学を学び、博士課程では公衆衛生学を学んだため、行動学、社会学が強みと思っている。管理栄養士はこれまで健康の側面のみに着目し支援してきたが、持続可能な視点を取り入れる必要性が高まってきており、研究においても、どのようにして消費者に持続可能かつ健康な食生活を送ってもらうかの教育、研究を行っている。
- ・ 農林水産省関係ではニッポンフードシフトや食育活動、厚生労働省関係では健康日本21や国民健康・栄養調査、文部科学省では学校教育や栄養教諭に関わる仕事をしている。

（浅井委員）

- ・ 三重県を拠点に、トマトを中心とする野菜やキウイフルーツなど果樹の農業法人を経営。今年から北海道に新たな生産拠点の建設をスタートしており、産地リレーにより1年を通して安定的に供給できるよう運営している。現在、500名のスタッフが働いており、組織的・企業的に現場を科学する研究開発型の経営を目指そうと農業経営に取り組んでいる。
- ・ 改正基本法制定後、初めての基本計画ということで、非常に重要な取組であるという責任を感じながら発言したい。現場で感じているのは、日本の農業はイノベーションが起こりづらい構造になっているということ。農地と農業者の流動性が極めて低く、硬直化している。特に農地については、歴史上最もモチベーションが低い人達が所有している状況にある。現場でイノベーションを起こしていくためには、農地や人の流動性を高めることが必要。基本法改正後の数十年は人口減少の時代で

あり、慢性的に労働力が不足。賃金は上昇しなければならないと考えるが、そうした中で、生産者の立場として、いかに少ないインプットで最大のアウトプットとすることを追求することが重要。今後も、現場の意見として発言していきたい。

（稲垣委員）

- ・ 仕事柄、改正基本法を現場の農業委員会や稲作経営者等に説明することが多い。その際に、農業の憲法が改正されて「わくわくしていますか」と声掛けするが、「そうだ」という返事には中々接しない。
- ・ これから基本計画の議論をしていく中で、消費者が安心・安全や、農業者が希望を持てるような話し合いをしていきたい。その際、「農業者」、「農地」、「所得」、「予算」の4つは、減らさない、増やすという観点で取り組みたい。農業者を減らさないためには、経営継承や新規就農・新規参入対策をしっかりとやっていく。農村については、農村人口と関係人口を増やしていく。農地については、食料安全保障の観点で減らさない。そしてこれらを支える所得・予算が増えていく仕組みづくりが大事。

（井上委員）

- ・ 山梨県で、有機野菜の生産・販売、農業体験、廃校を活用した交流、農村RM0の活動を実施している。生産現場で起きていることと説明資料は整合性が高いと実感している。
- ・ 自然環境の変化が農業者に与える影響は直接的で、ある程度の予測がつくが、人口減少や社会経済情勢等、間接的な要因も、驚くべきスピードで、地方や農業者に影響を与えている。我々農業者、地方からも前向きな取組ができればと思う。
- ・ 生産者、消費者、流通業者、行政など、それぞれの立場があると思うが、相互理解が重要。課題解決に向けて、いかなる手法を用いて実践していくのか、基本計画の議論の中でしたい。

（大津委員）

- ・ 熊本県南阿蘇村で生産者として従事している。これまでも繰り返し述べているが、農業・農村の課題は、複雑で緊急を要するものばかり。国民が今後も安心して暮らせるよう、他省庁との連携を密にして課題解決に取り組む必要性をこれまでも強調してきた。環境の変化や人口減少、紛争など、社会環境の変化が進んでいるが、その変化がこれまでとは別次元になっているように感じる。農業では、猛暑で日中に仕事が出来ない日が続き、私の家族も何度か熱中症になりかけた。
- ・ また、国内の生産年齢人口が著しく減少していく中で、早朝と夕方しか仕事できないとなると賃金面だけではなく、生産自体が難しくなる。ハウスなどでは対応のしようもあるが、土地利用型の米、麦、大豆が不利になる。生産資材高騰や温暖化により、現役の農業者でさえこのまま続けていけるのか不安になり、高齢化が著しい農村における地域ぐるみの対策はなかなか進んでいないのが現状。
- ・ このような中、食料危機は既に始まっている。食料の絶対量もそうだが、農産物はあるのに買えないというのも食料危機と認識しており、円安により輸入が困難になっていることに加え、国際紛争による輸出の規制もされている。また、米国の大統領選挙の結果によっては世界情勢が大きく変わる可能性もある。先行きが不安定

であることに加え、構造的にイノベーションが起きにくい状況にある。農業者は新しいものが好きだからイノベーションを起こしたいというわけではなく、今のままでは持続不可能だから変えなければいけないのが現実。大規模な農業法人に加えて、現段階で農業従事者の大半を占める中小規模の農家として意見できればと思う。

（梶木委員）

- ・ 北海道といっても、暑さの影響もあり、今までとは違う状況で安定生産を続けていく必要があると思う。今後農業をどのように続けていくのか、先行きが不安定で、自然環境と社会情勢に振り回されているとも感じているので、現場の声を伝えていけるように皆さんと議論していきたい。生産者は努力していると思うが、将来の担い手が目指したいと思えるような産業にしていかななくてはならない。

（小針委員）

- ・ 農林中金総合研究所では、食料安全保障を中長期的なプロジェクトとし、調査研究プロジェクトとして取り組んでおり、情報発信もしている。基本計画策定の中でも活かされればいいと思う。
- ・ 参考資料2において、食料システムが位置付けられたとあるが、日本社会が複雑化し、食料供給ルートも多様化している中で、新たな食料システムという定義について、関係者が連携して取り組むことが問題提起されていることは大変重要と認識。調査の中で、サプライチェーン全体をつないで考えていこうと取り組んでいるが、実際には、総論には賛成であっても各論には反対ということが実態として見えてきており、ここは議論を積み重ねていくことが大事と思う。
- ・ 農業資材の安定供給について、例えば輸入肥料原料の窒素源として重要な硫酸アンモニウムは、これまでナイロン原料のカプロラクタムや鉄鋼の副産物が原料として供給されていた。しかし、これらの産業構造が変わっていくと、その原料の安定供給にも影響を与えてくる。飼料についても海外から比較的安価な形で調達が可能であるという事業モデルが前提となってきたが、この先はこれまでの安定の前提となっていたものが変わっていくことを認識する必要。その際に、例えば、粗飼料を増やすこと、畜糞を堆肥として活用するための耕畜連携等、循環型農業の推進がさらに重要になっているが、土地利用、水田農業の在り方にも密接に関わっていくので、それらとも結びつけていきながら考えていくことが重要。
- ・ 基本計画の策定後、きちんとPDCAを回して検証することは重要と思うが、この検証のために確実なデータを取っておくということが重要になると思う。統計データをはじめとするデータ環境の整備、政策インフラというものも重要になっていくと思うので、そのような点にも目を向けていくべきと考える。

（齋藤委員）

- ・ 日本農業法人協会に所属しており、山形県で米生産、養豚、米の集荷販売を実施しているが、本日の説明資料は客観的にうまく作りあげられている。現場での品目ごとの問題を会員が持ち寄って、政策提言という形でとりまとめ、農林水産省に要望している状況。日本農業法人協会に所属している法人は約2100社で、規模の大きい個人経営も加入しており、約8千億円の売上があるため、農産物全体の10%弱を生産していることになる。

- ・ 中長期的な課題としては、今、米の価格が非常に上昇している。これは一時的なものと考えられるが本当にこれでいいのか、来年の暴落につながらないか心配。米は年1回の収穫、流通業者が1年かけて消費者にお届けするというもののため、その間に暴落があると価格が不安定な状況になる。農協のカントリーエレベータの多くは、10年も経てば老朽化で使えなくなり、更新もできない状況となる。新しいカントリーエレベータを建設しようとする、1俵あたり3,000円コストがかかるというデータもあるので、今後の乾燥調製の姿を検討しないと、10年以内に米ですら100%自給は望めなくなる。大規模法人は個別に乾燥調製施設を所有しているが、全ては担えない。こうしたことを新たなテーマとして中長期的に検討する時代に入っている。同様の課題が現場にはたくさんあるので、引き続き部会でも発言させてもらう。

(高槻委員)

- ・ イノベーションを具現化する会社として、様々な企業と一緒に活動しているが、この10年ほどは消費市場としてのASEAN諸国での事業開発に取り組んで来た。その中で、イスラム教徒向けも含め、食品等の輸出を拡大していきたいと考えている。改正基本法のポイントの中で、需要に応じた生産が重要という話があった。輸出を拡大していくためには、外需に即した生産が重要。加えて、食は原料はもちろん、鮮度維持や食品加工機械の技術等、その周りのフードバリューチェーン全体を強化することが、今後の輸出拡大には重要。
- ・ 改正基本法に基づく基本計画なので、基本的には農業・畜産がメインになると思うが、食料というテーマ、かつ、水産業も重要な食の源であるため、水産業についても可能な範囲で目を向けて議論できたらいいと考えている。

(竹下委員)

- ・ 竹下製菓は、九州、佐賀県を拠点としてアイスクリームが主力の会社。国産の乳原料や輸入の乳原料を中心に使用している。また、アイスの周りのクッキークランチを焼く際には、小麦粉や砂糖を多く使用しているので、農業生産物とは切り離せない関係にある。九州、佐賀県を拠点にしており、関東地区では流通が少ないが、九州の自治体や生産農家は、多種多様なブランドの生産品を持っているので、それらの商品をPRしたいということで、コラボして欲しいと言われることも多々ある。ほとんどの野菜や果物を商品にできるが、そのブランド品を一次加工してアイスクリームや菓子にできる施設がないことがほとんど。また、既存の地域発ブランドでは、量を確保できず、結局実現できないことが多々ある。これは、県をまたいでいないことも理由の一つだが、生鮮食品で食べることを優先している故に、加工品はB級品以下の生鮮では食べられないものが回ってくる。生産者も生鮮で食べられるものを優先して出荷するので、現場としてはなぜB級品を作らなければいけないのかといった意見が出る。見た目が良いもの、美味しいものをハイブランドとして売ることも必要だが、B級品を加工品の原料として扱うということではなく、裾野を支えているB級品も含めて、食料システム全体として在り方を考える必要。そこをある程度、緩急つけて作ることで、生産者も年間を通じて安定した収入を得られると思う。

- ・ スーパーの生鮮食品売場には国産の野菜、果物が多いが、工場に入ってくる野菜、果物はほぼ輸入原料。佐賀県も果物生産が盛んであるが、佐賀県にある工場で、なぜその果汁が使えないのかとジレンマ。そのため、中小企業メーカーでも使えるような加工場があれば、日本全体で地域ブランドの加工品というものを増やせるのではないかと思うし、食料システム全体の円滑な流れも行われるのではないかと思うので、この辺りが整備できるように意見を交えて学んでいければと思っている。

（田島委員）

- ・ 佐賀県白石町では、圃場整備の済んだ水田や共同乾燥調製施設を活用して、米、麦、大豆、タマネギやレンコン等の野菜、アスパラガスやイチゴ等の施設野菜について、生産性の高い農業を展開している。佐賀県は、食料自給率が西日本一とも言われており、食料基地として我が国の食料自給率に貢献していると認識。人口減少や高齢化による担い手の減少、地球温暖化による気候変動、不安定な国際情勢に伴う生産資材価格の高騰等、農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化。農業は我が国の根幹をなす極めて重要な産業であり、農村は先人達が築き上げてきた大切な財産として次の世代につないでいくものと認識。水利施設等の生産の基盤となる農業インフラの保全管理、共同利用施設の再編整備による安定的な食料供給体制の構築、農業の担い手の確保・育成対策の安定強化、燃料や飼料等の生産資材の価格高騰に対する支援策の充実・強化等を総合的に進める必要。
- ・ 特に今回の改正においては、食料安全保障の観点から、食料の価格に対して合理的な費用が考慮されなければならないことが規定されたことは高く評価。今後、合理的な価格形成について実効性のある議論がなされることを期待。これから策定される基本計画と、そこに位置付けられる国の施策がより良いものとなるよう、地域特性や気象変動を踏まえながら、農業現場からの意見を出していきたい。

（友實委員）

- ・ 赤磐市長に着任後10年で農業に対して3つの柱を立てて推進してきた。1つ目は、就農者が減少している中、大規模農家や何家族か共同で農業を行っているような方をきちんと育成すること。そのためにも赤磐市内の農地で圃場整備をしっかりと行い、安全かつ効率の高い農地を作っていこうとしている。2つ目は、野菜あるいは果樹の大規模集約化を進める、特産のもも等の生産団地を作ること。3つ目は、市内に企業誘致し、農外の勤め先を持ちながら、農業も行ってもらふこと。私も水稻、もも、ぶどうを栽培。職場が近くにあるということが魅力。赤磐市内に勤め先をたくさん作るために企業誘致をし、農外の勤め先を持ちながら、農業も行ってもらおうとしている。改正基本法の中にも、こうした取組を意識した部分があると見受けられる。日本を支える農業を構築するために一役買いたい。

（内藤委員）

- ・ 2016年創業のベンチャー企業。取組内容は、生産・選果・販売・輸出。主な品目はリンゴで、55haで生産し、約4,300トンを輸出。3年程前から順次、ぶどう、キウイフルーツ、さつまいも、もも、なしの生産を開始。
- ・ 輸出の観点では、基本的に農地を集約し、高い生産性で生産し輸出をするという内容は正しいと思うが、最大かつ唯一の懸念は、スピード。ビジネスの世界では、

正しいことを正しいスピードでやって初めて正しいと思うので、スピードが伴わなければそれは正しくないと思う。つまり、輸出において、先人の努力もあり、明確に需要は開拓できている。リンゴの輸出も安定的に伸びながら、去年は4万トン突破。日本全体では約70万トンの生産量の品目であることから、これは大きなインパクト。実際に輸出をしながら、もっと伸びると思っているし、東南アジアもまだ開拓できる。そのため、需要が伸びるというのはものすごいチャンス。一方で、この需要の伸びに対して産地では耕作面積が毎年200ha減っており、供給が追いついていない。これを解決する方法として、集約化をしましょう、生産性の高い方法でやりましょうというのは、正しいと思うが、正しいスピードで行わないと規模感が合わない等という課題が出てくる。これは政策だけでなく、産地で実務を行う者が大きな課題と捉えて取り組む必要。

- ・ 一方で、このような危機感の良い危機感だと思っている。日本では、明確に需要がつかめそうであるにもかかわらず、供給体制が整えられていないが、中国、米国、ニュージーランドなどの国はとにかく動きが早い。今回の基本計画において、正しいスピードでみんながチャンスを掴み取っていけるような、時間軸も組み込んだ良い計画にしていければいいと思っている。

（西村委員）

- ・ 自分自身は、農地や土壌そのもの、土壌中の水や化学物質の振る舞いを対象にテクニカルな研究を行ってきた。人口減少下において、コミュニティを維持するという枠組みは重要で、これを今後も充実させていく必要がある。
- ・ 一方、農業のシステムは複雑で、一点突破はできない。説明資料の中でも、地域計画、集落機能の維持、農村RMO、直接支払について、これらを担う体制を作らなければいけない。これには、「人」が非常に重要。県職員と話をすることもあるが、取り組む人材が不足しており、大学においてもこのようなスキルを持った人材の育成もしているが、県においては担当可能な人材の採用に四苦八苦している。本日の説明資料に掲げられているものは非常に重要で、取り組まなくてはならないが、どんなに良い枠組みを作っても、人がいなければ実現しない。教育や人づくりをどうするのかを考えながら、今後の基本計画の議論をする必要があると思う。

（林委員）

- ・ 2005年に創設された弁護士知財ネットの理事長をしている。改正基本法では、初めて、知的財産の活用が明記され、また、農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律が成立して、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針も策定されると承知。基本方針に示された出荷規格の簡素化はぜひ進めるべきと思う。基本方針では、20年後には基幹的農業従事者が30万人になることが明記されており、スマート農業の導入が必要であることとされている。スマート農業実証プロジェクトによると、スマート農業に対応した基盤整備が必要である他、農業用排水施設の保安全管理が必須であることが判明している。従ってこれらを実現するためには、地域計画の合意形成をいかに促進するかが重要であると思う。
- ・ 弁護士の観点から、合意形成を促進するためには、素案を示していくことが重要ではないかという視点で3点申し上げる。1点目は、地域計画は、農業従事者人口

の激変に対応するスマート農業の導入に必要な基盤整備などの具体的な目的のために必要であるとの認識を共有し、地域資源の創出、価値創出といった観点も踏まえて、それぞれの土地における活用プランを示すこと。2点目は、農地の所有と経営形態についての素案を示すこと。具体的には法律的な経営体としては、複数家族が集まった合同会社の経営もあり、それぞれの地域でどのような経営が適正かを示すことが、合意形成上有効ではないかと思う。例えば先日訪問した宮城県亘理町のあらはま海苔合同会社では、2011年の地震から13年経った今でも、津波被害のPTSDを抱える中でも、4家族で合同会社を設立し、養殖技術のノウハウを磨き、新規設備や船舶を導入して、高品質ののりを生産している。個人的には、人口が減少しても、イノベーションを活用して、幸福度の高い国家にしていくべきと考えている。3点目は、合意形成の阻害要因としての将来不安があること。不安軽減のためには、事業継承の在り方についての継続的な相談体制が必要だと思う。2点目、3点目については、弁護士知財ネットでも全国各地の弁護士が支援をしていきたい。

(二村委員)

- ・ 人口減少、高齢化、過疎化問題は、当初の想定よりも急速に進んでおり、この問題は担い手、農村の課題に大きく影響するため、これらの課題の対処が手遅れにならないように対応していく必要がある。また、サプライチェーン上の課題にも影響するため、食品産業のうち流通の領域についてインプットする機会があると良い。
- ・ 昨今の米不足の問題で改めて思ったが、情報発信やコミュニケーションの在り方が重要であることから、ここに焦点を当てるような検討があってもよい。食料供給困難事態対策法ができたが、情報収集と発信というのは大きなポイント。
- ・ 環境対策について、食料・農業のみの問題として閉じてしまうと難しい。社会全体の温室効果ガス対策とリンクする必要がある、具体的には、クレジットなどの制度的な議論も必要ではないかと思う。国土や社会福祉の分野でも、地方政策と一緒に取り組むことも必要であり、農林水産省の中にとどまらないような検討が必要。
- ・ フードバンクと関わることも多いが、通常の経済活動とは異なる中で、提供者の責任の問題は大きく、整理が必要と考える。安定運営するためには個々のフードバンクだけでなく中間支援が重要であり、何らかの課題化ができるとよいと思う。

(堀切委員)

- ・ 食品産業センターの会長の立場として、改正基本法では農業生産だけではなく、食料の生産から消費に至る一連の流れを食料システムとして新たに定義づけるとともに、食料の価格の形成にあたり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、必要な施策を講ずるものとする規定されるなど、画期的な内容を含んでいると認識。
- ・ 食料を安定的に供給するためには、食料システムの重要な担い手である食品産業の維持発展に向けて、関係者が人権に配慮した原材料の調達、栄養や健康に配慮した商品の供給、新技術を活用した新規需要の開拓、AIロボットの活用による生産性の向上、あるいは物流の効率化等に取り組んでいくことが重要。
- ・ 地方の食品産業の持続性を高めるため、事業継承の円滑化や企業の育成についても求められている。さらに、地政学的リスクや為替等によるコスト上昇など、食料をめぐる環境変化は、サプライチェーンの持続可能性にも関わる大きな問題。特定

の段階に負荷をかけるのではなく、農業生産から、製造、流通、外食を含めた各分野における合理的な費用を考慮した価格で商品を販売できなければ、産業そのものがいずれ消滅することが懸念される。農水省に設けられた食品産業の持続的な発展に向けた検討会、適正な価格形成に関する協議会で進められている議論を深化させ、食料システムの持続性確保のための総合的な支援が具体化されるよう強く要望したい。

（水戸部委員）

- ・ 北海道では、大規模・専業の担い手を中心とし、全国の4分の1にあたる114万haの農地を耕作。担い手は約8割が主に農業で生計を立てている主業農家で、そこに9割以上の農地が集積し、一戸当たりの経営規模は都府県の約14倍の34ha、生産額は1兆3000億円という圧倒的な規模と構造のもとで生産を行っており、日本の食料供給地域と自負。
- ・ 改正基本法において、食料安全保障の強化が掲げられたことで、北海道に対する期待と責任の重さを認識。他方、人口減少、労働力不足などが避けられない状況で、府県を上回るスピードでの集落数の減少、気候変動の影響もあり、大きく危機感を抱いている。
- ・ 先般、農業団体をはじめオール北海道で坂本大臣に要請に伺い、北海道の食料供給地域としての位置付けに対し、大臣からご理解いただいた。北海道として期待に応えるべく、生産力と輸出を含めた競争力の強化に取り組み、対応していきたい。
- ・ 全国には様々な地域や営農形態があり、農業・農村の景色が違うが、北海道の実情を伝えながら、改正基本法が目指す姿の実現に向けて、基本計画がその道筋を示すものとなるよう、企画部会の一員として議論に参加していきたい。

（宮島委員）

- ・ 今後の方向性として、需要に応じた生産、合理的な価格形成、食料システムといった重要なポイントが出てきている。その方向に向かっていく中で一番気になっているのは、スピード感と、次の世代につないでいけるのかということ。地域によって問題意識の強さに大きな差があると思うが、それぞれの地域で次の世代につながる計画を立て、具体策を打っていくことが非常に重要。
- ・ 人口減のスピードが当初の予想をはるかに上回っており、色々な意味でスピードを上げないと間に合わなくなる。農業に限らず、日本の財政は相当程度を次の世代に頼る形で予算を組んでいるため、次の世代にも良いことがあるということを示さないと、若者の理解を得られないのではないかと。その上で、業種を超えて連携していく計画があって、それをスピーディーに実行していくところに手当をしていかなないと、若者をはじめとする国民の理解を得られないと思う。

（山波委員）

- ・ 複数の委員から話があったが、生産者の立場として実際に事業をしていく中で、スピード感が非常に重要だと感じている。土地利用型農業を営む上では、農地を集積・集約する必要があるが、人口が減少する中で、コストを下げて効率よく農地を活用していくためには、ICT・AI・自動化技術が導入できるような「未来型」の農地の整備が必要。その中で、農地を所有している離農者が都会に大勢行ってしまうと、

効率的な農業を実現するための合意形成に時間がかかる。参考資料2のP. 26に土地改良の在り方が示されているが、土地改良、圃場整備について地域で話を始めても、事業の実施が決まるまでに数年かかる。そこから工事が始まると10年、15年後からしか未来像を描けないという大きな壁に当たっているという事実について、これからの基本計画の議論の中で、皆で議論する必要。

（山野委員）

- ・ 改正基本法では、食と農を取り巻くリスクの高まりから食料安全保障の確保を第1条の目的に位置付けていただいた。適正な価格形成に向けた費用の考慮、生産資材の高騰の影響緩和の必要性、多様な農業者の位置付けなど、現場の実態を踏まえた改正基本法となったと認識。次期基本計画はこれらの内容を踏まえて、実効性のある施策を具体化することが重要。
- ・ 特に、食料自給率の向上、その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標や生産努力目標については、その達成に向けた着実な実践と、施策の不断の検証、見直しを行うことを見据えて、意欲的かつ適切な目標を設定する必要。
- ・ 改正基本法の理念を踏まえ、厳しい実態にある農業者が、将来にわたり展望を持って農業に取り組めるような計画となるよう議論していきたい。

（大橋会長）

- ・ 今回は改正基本法の下での初の基本計画の策定となるため、これまでの策定プロセスにこだわらず、必要に応じて、新たな議論の建付けも取り入れる必要。
- ・ 今後のスケジュールにおいて、品目ごとに議論することを意識していると思うが、この5年間でも、気候変動、デジタル化、経営力の向上やグローバル市場での競争力の強化等、横断的な課題が増加してきている。食料・農業・農村の課題を横断的に議論できるように検討いただきたい。
- ・ 今回の資料には、DXが出てきていないと認識。スマート化を進めていく上での前提として、DX化をしっかりと支えていくことが大切であり、ベンチャーやイノベーションの取組を促す議論が重要。
- ・ これまでの基本計画においては、農地の見通しと確保、農業構造の展望、農業経営の展望などの附属文書が作成されてきたが、今回は基本計画の中に溶け込ませ、農業を全体的な観点から議論できるようにする方が良いと考えている。
- ・ 基本法の改正のポイントでもある目標達成状況の検証は、過去の学びを踏まえながら基本計画をよりよくするために重要な視点。これはPDCAの中のC（チェック）だが、検証を踏まえて施策を良くしていく、A（アクション）をどうしていくのが重要。AのためのCだと考えている。

（中嶋会長代理）

- ・ 改正基本法を実行するためには基本計画が重要なので、緊張感を持って対応していきたい。
- ・ 人口減少が進む中で、食料・農業・農村の様々な課題に取り組む人も少なくなっていることから、関わる人を増やすとともに、それらの関係者が自分事として、本気になって課題に取り組めるような仕組みを作っていきたい。

- ・ 改正基本法の中で、国の責務に始まり、消費者の役割までを条文に盛り込んでいただいたが、消費者の役割は大幅に拡大したと認識。こういったコミュニケーションは非常に重要で、消費者に自分事として取り組んでもらえるような内容にしたい。委員はそれぞれの立場の代表者として参画いただいているので、実効性のある基本計画となるよう議論に参加してもらいたい。

(山口総括審議官)

- ・ 各委員からの御意見をしっかりと整理し、次回以降の検討を進めていきたい。
- ・ 内藤委員、宮島委員、山波委員から指摘のあった、スピード感を持った取組が大切であるという意見は大変重要だと考えている。改正前の基本法においては、基本計画の目標を10年後に設定していたが、今回は計画期間を5年とし、きちんとPDCAサイクルを回して結果が出るように、なるべくスピード感を持った取組になるよう、行政としても工夫をしていきたい。
- ・ 西村委員、二村委員等から、人材について、特に地域計画を作る人材、色々とサポートをする人材をどのように育成するのかといった意見もあった。これらは農水省の所管を超える部分もあるが、先日、総務省と地方人材の確保について打合せを行い、中間組織の重要性や地域の事業を支える人材の確保の在り方なども含めて、両者共通の課題であると認識したところ。大切な意見として受け止め、部会長とも相談しながら進めていく。

以 上